

防止を図ろうとするものです。
熊本地震では、約19,000
件の判定が行われました。

(青)

被災宅地危険度判定結果

調査済宅地
INSPECTED

※この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

図記:

管理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時 分

災害対策本部 第 部 第 号

(黄)

被災宅地危険度判定結果

要注意宅地
LIMITED ENTRY

※この宅地に入るときは危険です。
※この宅地は、地震発生時の被害が予想されるため、注意が必要です。

図記:

管理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時 分

災害対策本部 第 部 第 号

(赤)

被災宅地危険度判定結果

危険宅地
UNSAFE

※この宅地に入るときは危険です。
※この宅地は、地震発生時の被害が予想されるため、注意が必要です。

図記:

管理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時 分

災害対策本部 第 部 第 号

被災宅地危険度判定の結果は、右図3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるか否かを識別できるようにします。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面などの確認を行うもので、建築物に

ついて確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ

土木課

お知らせ

屋外広告物について

県では、条例によって広告物が出せない地域や、許可が必要となる地域、広告物の良好な管理などについて定めています。「屋外広告物適正化旬間」期間中(9月1日～10日)には、条例違反の「はり紙」や「はり札」など広告物を一斉撤去します。

美しい街並みのために皆さ

んのご理解とご協力をお願いします。

〈屋外広告物の主なルール〉

① 広告を出せない地域

(禁止地域) があります

第一種・第二種低層住居専用地域、高速自動車国道、河川区域、都市公園などには広告が出せません。

② 広告を出せない物件

(禁止物件) があります

橋、トンネル、信号機、火災報知器、郵便ポスト、道路標識、ガードレール、街路樹

などには掲出できません。

③ 許可が必要となる地域

(許可地域) があります

都市計画区域、国道及び一部の県道などの両側100m以内の区域などで広告を出すときは、許可が必要です。

④ 県内で屋外広告業を営む場合は、業登録が必要です

県内で営業を行う場合は、登録が必要です。未登録や、違反業者は条例によって罰せられます。

◇屋外広告の広告主及び広告業者の皆さんへ

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所(※高知市内は高知市役所)までお問い合わせください。また、県内で屋外広告物を営む方は、

登録が必要です。

■お問い合わせ

中央西土木事務所

維持管理課

☎893-2114

県都市計画課HP(屋外)

<http://www.pref.kochi.jp/soshiki/171701/okugai.html>

お知らせ

犬や猫の飼い主の皆さんへ

高知県内で、迷い犬・猫が増えており、平成27年度には引き取りのない犬が92頭、猫が1,191匹処分されています。飼っている犬や猫が増えすぎて管理できなくなるのではないように不妊・去勢手術をするともに、愛情と責任をもって最期まで適正に飼いましょう。

■お問い合わせ

中央西保健福祉課

☎0889-221240

環境課

☎893-1160



お知らせ
国際バカロレアの授業を
参観しませんか

国際バカロレア認定校を目指す新しい中高一貫教育校の併設中学校が平成30年4月に開校します。
この模擬授業を無料で自由参観できます。

▼日時 8月15日(月)

9時～15時30分

▼開催場所

高知会館2階白鳳

■問い合わせ

高知県教育委員会事務局

高等学校課再編振興室

☎821-4542

お知らせ

し尿収集の休日について

8月12日(金)、15日(月)は、組合許可業者の夏季休暇(盆休み)のため、し尿の収集を休ませていただきますので、ご注意ください。

なお、汲み取りにつきまし

ては、事前に許可業者にご連絡をお願いします。

■問い合わせ

仁淀川下流衛生事務組合

☎852-0783